

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)



平成18年

住民税 196,000円
・定率減税 △14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 △26,300円
合計 418,000円

平成19年

住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



平成17年度

住民税 **非課税**
所得税 34,800円
・定率減税 △6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度

住民税 19,900円
・定率減税 △1,500円
・(住民税一定率減税)× $\frac{2}{3}$ △12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 △3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度

住民税 37,300円
・住民税× $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

※鏡野町のホームページからご覧いただけます。 <http://www.town.kagamino.lg.jp/zeimu/kawaru.html>